※内容は変更になる場合があります

令和６年８月からの

「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」

をお届けします

令和６年８月１日以降に医療機関等にかかるときは、その窓口で電子資格確認を受けるか、同封の新しい「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（以下、減額認定証）」を被保険者証とあわせてご提示ください。

現在お使いの減額認定証の有効期限は、令和６年７月３１日となっていますので、８月１日以降にハサミを入れるなどして処分してください。

「減額認定証」の提示により、医療機関等での窓口負担は

（１）各適用区分に応じた自己負担限度額までの支払いとなります。（１医療機関ごと、１カ月単位）

（２）入院時の食事代が減額されます。

**★　１カ月ごとの自己負担限度額は・・・**

**１カ月ごとの自己負担限度額及び入院時食事療養費（食事代）**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | **適用区分** | **自己負担限度額** | | **入院時食事療養費（食事代）** | |
| **外来**  **（個人ごとに計算）** | **外来＋入院**  **（世帯ごとに計算）** |
|  | **区分Ⅱ** | ８，０００円 | ２４，６００円 | 過去1年の入院日数が90日以下 | 1食につき  ２１０円 |
| 過去1年の入院日数が91日以上 | 1食につき  １６０円（注） |
|  | **区分Ⅰ** | １５，０００円 | 1食につき１００円 | |
| （参考） | 一般 | 1８，000円  （年間144,000円上限） | ５７，６００円  多数回該当の  場合は44,400円 | 1食につき４６０円  （指定難病患者等、260円の一部例外あり） | |

（注）既に区分Ⅱの減額認定証をお持ちでも、入院日数が９０日を超えた時点で改めて申請することで、さらに食事代が安くなります。（裏面をご覧ください。）

※　 同月内で２つ以上の病院にかかられた場合（それぞれの病院で限度額までの支払いが必要）や同世帯の他の後期高齢者医療の被保険者に受診がある場合など、限度額を超える部分については、後日、高額療養費として支給されます。ただし、差額ベッド代など、保険診療外のものは対象になりません。

　※　療養病床に入院したときは、入院時生活療養費の支払いが必要になります。

**★　減額認定証の交付対象となる方は・・・**

**＜注意＞　減額認定証の有効期限は令和７年７月３１日となっていますが、課税されている人が世帯に転入した場合などは、課税世帯となった月の翌月（１日の場合はその月）から減額認定の対象外となります。また、所得の更正により課税世帯となった場合は、令和６年８月１日に遡って対象外となります。**

①　区分Ⅱと判定される方：世帯員全員が住民税非課税の場合

②　区分Ⅰと判定される方：次のいずれかに該当する場合

（ア）　世帯員全員が住民税非課税かつ各所得が０円となる方（公的年金等控除額を８０万円として、給与所得がある場合は給与所得額から１０万円を控除して、それぞれ計算し、世帯全員の所得が０円となる方）

（注）上記（ア）に該当する場合でも、同一世帯に未申告の方（申告する所得がないため、税の申告をしていない方を含みます）がいる場合は、「区分Ⅱ」と判定されますので、未申告の方は、簡易申告書等の提出をお願いします。

（イ）　世帯員全員が住民税非課税かつ被保険者が老齢福祉年金の受給者

**★　区分Ⅱの方が長期入院したときは・・・**

　減額認定証の「適用区分」欄に「区分Ⅱ」と記載されている方で、直近１年間の入院が

９１日以上あった方は、申請により長期入院の該当者となり、９１日目以降の食事代が１食につき１６０円に減額されます。

**＜手続きについて＞**

同封している減額認定証の「長期入院該当年月日」欄をご確認ください。

1. 「令和６年８月１日」と印字がある方

　　　→　**手続き不要です**。

　　　　広域連合にて入院日数の確認がとれており長期入院該当の認定済みです。

②　空白の方

→　**手続きが必要です**。

長期入院に該当している場合、市（区）町窓口にて申請を行ってください。申請には、過去１年間の入院日数が９１日以上あったことが確認できる書類（領収書等）が必要です。

（注）　生活保護受給中の入院期間は日数に含まれません。上記の「区分Ⅱ」に該当する入院期間が対象となります。

～長期入院該当者の認定について～

加入する保険者（国民健康保険や会社の健康保険など）に変更があった場合、変更前の入院日数（低所得Ⅱの認定を受けていた期間）を合算することができます。

この減額認定証は令和６年６月７日現在の状況で作成しています。ご不明な点がありましたら、お手数ですが下記までお問い合わせください。

＜お問い合わせ先＞

各市（区）町後期高齢者医療制度担当窓口

（連絡先：同封パンフレットの３２・３３ページをご覧ください）

または、兵庫県後期高齢者医療広域連合資格保険料担当　０７８-３２６-２０２１

※電話番号はおかけ間違いのないようにお願いします。